

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休業日は、
その翌日)

◇ 告 示

身体障害者福祉法による医師の指定
身体障害者福祉法による医師の指定の取消し
土地改良区の設立認可に係る土地改良事業計画等の審査
結果
公共測量の終了

目 次

告 示

鳥取県告示第六百四十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科名	氏 名	住 所 又 は 勤 務 先
眼 科	本 多 一 郎	倉吉市下田中 鳥取県立厚生病院
整形外科	大 谷 武	米子市皆生 山陰労災病院

鳥取県告示第六百四十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師の指定を次のとおり取り消したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科名	氏 名	住 所 又 は 勤 務 先	取 消 理 由
眼 科	國 光 慎 栄	鳥取市古市 鳥取市立病院	高知市へ転出
整形外科	山 本 良 雄	米子市皆生 山陰労災病院	大津市へ転出
〃	戸 口 田 和 也	気高郡鹿野町大字今市 鳥取県身体障害者更生相談所	医院開業

内 科	田 家 哲 彦	〃
〃	上 平 用	〃
〃	岡 迪 夫	〃
内 科	原 田 義 道	〃
〃	木 村 禎 宏	米子市加茂町 博愛病院
〃	野 坂 周	鳥取大学医学部付属病院 西町
内 科	小 泉 章	日野郡日野町板雨 日野郡野病院
内 科	安 東 三 郎	鳥取市古市一番地 鳥取市立病院
眼 科	本 田 範 行	〃
外 科	森 久 英 男	米子市加茂町 博愛病院
整形外科	内 田 利 高	気高郡鹿野町大字今市 鳥取勤労者医療生活協同組合鹿野温泉病院

外科 竹田 智汎 米子市加茂町 博愛病院 退 職

鳥取県告示第六百四十七号

昭和四十三年七月十八日付けで東伯郡赤碕町大字竹内三一五番地村上和則ほか十六人の者から申請のあつた以西土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年九月二十五日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、広島郵政局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同

法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年九月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 通信地図修正測量

二 終了年月日 昭和四十三年八月二十九日

三 作業地域 日野郡日南町大字折渡、大字宝谷、大字印賀、大字菅沢

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一筒月三百円（送料を含む。）】